

平成23年度

市町村職員の給与・定員・勤務条件等の状況

平成24年3月

大分県総務部市町村振興課

目次

はじめに	1
1. 給与について	
(1) 平均年齢・平均給料月額	2
(2) ラスパイレス指数	3
(3) 給料表の状況（一般行政職の場合）	8
(4) 「わたり」の状況	9
(5) 平成23年市町村別級別職員構成の状況（一般行政職）	10
2. 市町村職員の定員状況（平成23年4月1日現在）	12
3. 市町村職員の勤務条件の状況	15
4. 市町村の勤務成績の評定の実施状況	16

はじめに

◇地方公務員の給与等に関する諸原則

地方公務員である市町村職員の給与等については、地方公務員法（以下「地公法」という。）等にその基本となる原則が規定されており、大別して「地方公務員制度全般に通ずる原則」と「給与決定に関する原則」とがあります。

(1) 地方公務員制度全般に通ずる原則

ア 平等取扱いの原則（地公法第13条）

「地方公務員法の適用については、平等に取り扱われなければならない」とされており、採用、給与、その他勤務条件を決定する際に、性別や信条などで差別を行わないことです。

イ 情勢適応の原則（地公法第14条）

「地方公共団体は、職員の給与その他の勤務条件について、社会一般の情勢に適用するよう、随時、適当な措置を講ずる義務がある」とされており、この規定に基づく人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、改正が行われます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第5項）

「勤務時間その他勤務条件を定めるに当たっては、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」とされており、国及び他の地方公共団体の動向を踏まえ、勤務条件が決定されます。

(2) 給与決定に関する原則

ア 給与条例主義（地方自治法第204条第3項、第204条の2、地公法第24条第6項、第25条第1項）

「給与は、条例で定めなければならない、また、条例の根拠に基づかない限り支給することができない」とされており、議会のチェックのもと決定されることとなります。

イ 職務給の原則（地公法第24条第1項）

「給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならない」とされており、係長や課長といったように職責に応じて、給与が決定されます。

ウ 均衡の原則（地公法第24条第3項）

「給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない」とされており、民間給与等の実態調査をもとに行われる人事院勧告及び人事委員会勧告を踏まえ、定められています。

このような原則に基づいて、市町村においては条例・規則による給与その他勤務条件の決定を行うことが必要です。

※基準日について

この資料は、総務省が実施する「平成23年地方公務員給与実態調査」、「平成23年地方公務員定員管理調査」及び「勤務条件等に関する調査」の結果をもとに作成しています。

基準日は、特に表記していない限りは、平成23年4月1日現在となっています。

1. 給与について

市町村における給与は、給与決定の原則に基づき、国・県及び地域民間の賃金等を考慮して決定するものであり、その上で住民の理解が得られるものでなければなりません。

そのため、地方公務員法等により、給料月額、各種手当及び給与水準などについて、毎年、住民に分かりやすい形で公表するなど、各市町村においては積極的な情報公開により住民の方々の理解を得るための取組が求められています。

(1) 平均年齢・平均給料月額

一般行政職の平均年齢は43.3歳となっており、昨年と比べ若干低く（▲0.1歳）なっています。また、平均給料月額は340,700円となっており、昨年と比べ低く（▲9,600円）なっています。

○市町村（一般行政職）

市町村名	H23		H22	
	平均 年齢 歳	平均 給料月額 円	平均 年齢 歳	平均 給料月額 円
大 分 市	42.5	338,100	43.1	347,500
別 府 市	41.7	325,700	41.7	325,600
中 津 市	45.7	349,600	45.5	354,500
日 田 市	44.2	352,000	44.3	354,200
佐 伯 市	43.9	343,400	43.3	339,600
臼 杵 市	41.6	331,700	41.3	326,400
津 久 見 市	45.0	354,200	45.3	355,800
竹 田 市	46.3	361,500	45.9	354,600
豊後高田市	42.8	333,600	43.2	335,800
杵 築 市	41.6	332,400	41.1	328,900
宇 佐 市	43.2	340,600	43.8	342,100
豊後大野市	43.7	344,900	43.7	332,300
由 布 市	44.5	351,600	44.7	346,200
国 東 市	44.3	354,800	44.2	345,800
市 平均	43.4	342,600	43.5	352,700
姫 島 村	44.1	251,800	44.4	253,800
日 出 町	42.7	336,100	42.6	336,300
九 重 町	40.3	312,800	41.3	323,600
玖 珠 町	39.4	311,300	39.8	321,600
町村 平均	41.2	313,600	41.6	315,100
市町村 平均	43.3	340,700	43.4	350,300

(2) ラスパイレス指数

① 団体区分別ラスパイレス指数

(概 要)

① 県内市町村の給与水準は、ラスパイレス指数で見ると、市町村平均（職員数による加重平均）で100.6（対前年比0.1ポイント上昇）です。

② 団体区分別に市と町村で昨年度と比較すると、市は0.3ポイント上昇、町村は0.5ポイント下降となっており、県内市町村全体では0.1ポイント上昇となっています。

③ ラスパイレス指数の県内市町村平均は、12団体が独自の給与削減措置を実施していますが、全地方公共団平均98.9と比較して1.7ポイント上回っています。

第1表 県内市町村の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

区 分	H 1 3	H 2 2	H 2 3	増 減	
		地域手当 補正前	地域手当 補正前	13→23	22→23
県内 市平均	103.5	100.6	100.9	△ 2.6	0.3
全国 市平均	101.4	98.8	98.8	△ 2.6	0.0
県内 町村平均	99.0	98.1	97.6	△ 1.4	△ 0.5
全国 町村平均	96.1	95.1	95.3	△ 0.8	0.2
県内市町村平均	101.6	100.5	100.6	△ 1.0	0.1
全地方公共団 平均	100.5	98.8	98.9	△ 1.6	0.1

※ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

②ラスパイレス指数の分布状況

(概 要)

ラスパイレス指数100以上の団体は、平成22年は6団体、平成23年は12団体であり前年と比較して6団体増加しています。

第2表 県内市町村のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

区 分	H 1 3	H 2 2	H 2 3	増 減	
				13→23	22→23
105以上	1	0	0	△ 1	0
100～105	30	6	12	△ 18	6
95～100	23	11	5	△ 18	△ 6
95未満	4	1	1	△ 3	0
県内市町村計	58	18	18	△ 40	0

③団体別ラスパイルス指数

(概要)

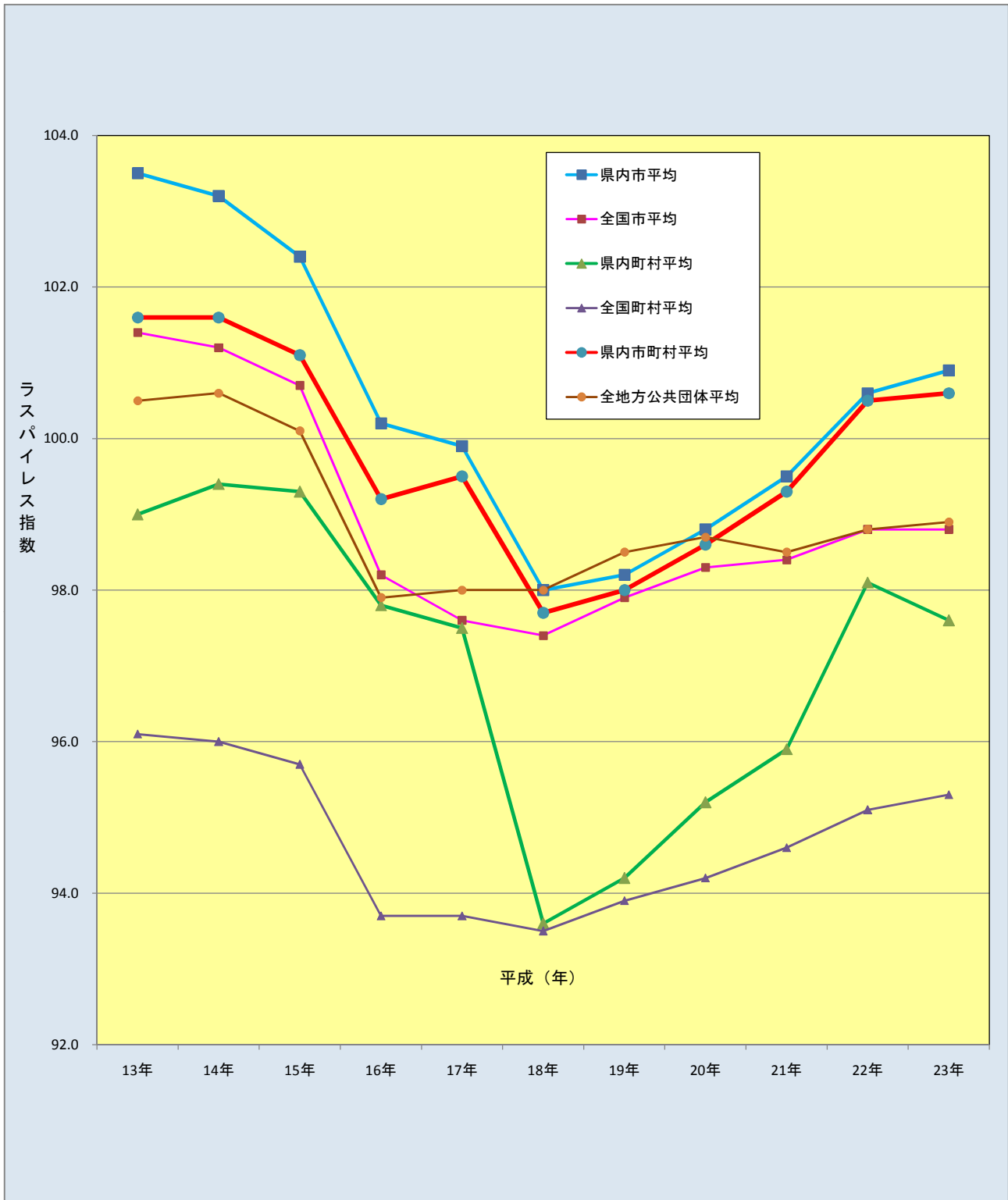
- ① 下線を引いているのは給与削減措置（いわゆる「給与カット」。）がある団体です。ラスパイルス指数が上位の団体は、九重町（102.7：給与カットなし）、国東市（102.2：給与カット有り）、日田市（101.8：給与カットなし）です。
- ② ラスパイルス指数が下位の団体は、姫島村（72.9）、中津市（98.9）豊後高田市（99.0）です。

市町村名	23年	22年	前年比	給与削減措置の状況
大分市	<u>101.7</u>	<u>102.9</u>	△ 1.2	管理職 5% 非管理職4%
別府市	<u>100.3</u>	<u>99.9</u>	0.4	7・8級 3% 1～6級 2%
中津市	<u>98.9</u>	<u>99.7</u>	△ 0.8	4%
日田市	101.8	101.9	△ 0.1	—
佐伯市	<u>99.6</u>	<u>99.4</u>	0.2	5%
臼杵市	100.6	<u>98.9</u>	1.7	—
津久見市	99.8	99.2	0.6	—
竹田市	<u>100.4</u>	<u>98.7</u>	1.7	管理職(7級以上) 5% 非管理職 3%
豊後高田市	99.0	98.7	0.3	—
杵築市	<u>101.3</u>	<u>101.5</u>	△ 0.2	課長級(7級) 3% 課長補佐級(6級) 2%
宇佐市	<u>100.8</u>	<u>99.7</u>	1.1	部・課長(8・7級) 5% 3級～6級 4% 1・2級 3%
豊後大野市	100.8	<u>99.6</u>	1.2	—
由布市	<u>101.7</u>	<u>99.7</u>	2.0	管理職(7級以上)3.5% 非管理職 3%
国東市	<u>102.2</u>	<u>98.9</u>	3.3	管理職(7級以上) 5% 補佐級(6級) 3%
市平均	100.9	100.6	0.3	
(全国市)	98.8	98.8	0.0	
姫島村	<u>72.9</u>	<u>71.4</u>	1.5	5%
日出町	<u>101.1</u>	<u>100.9</u>	0.2	5%
九重町	102.7	101.3	1.4	—
玖珠町	<u>99.8</u>	<u>102.3</u>	△ 2.5	3%
町村平均	97.6	98.1	△ 0.5	
(全国町村)	95.3	95.1	0.2	
市町村平均	100.6	100.5	0.1	
全地方公共団体平均	98.9	98.8	0.1	

大分県内市町村のラスパイレス指数の推移

市町村名	旧市町村名	13年	14年	15年	16年	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年
大分市	大分市	105.6	104.9	103.0	100.9	100.5	101.3	100.5	100.7	101.9	102.9	101.7
	野津原町	100.0	102.5	102.7	101.3							
	佐賀関町	97.5	98.0	97.9	97.8							
別府市		100.7	101.1	101.4	98.0	97.7	98.9	100.6	99.5	99.1	99.9	100.3
中津市	中津市	102.7	102.2	102.0	99.3	99.1	96.5	97.6	98.6	99.3	99.7	98.9
	三光村	100.2	100.0	98.2	97.3							
	本耶馬溪町	96.6	98.0	98.7	96.9							
	耶馬溪町	99.1	98.7	99.0	97.6							
	山国町	100.0	101.0	99.8	99.2							
日田市	日田市	102.0	102.8	102.4	100.8	99.7	95.1	96.4	99.5	98.8	101.9	101.8
	前津江村	92.5	92.2	94.1	92.8							
	中津江村	93.8	93.0	91.0	89.6							
	上津江村	87.8	88.8	89.8	88.8							
	大山町	97.1	98.3	99.1	96.8							
	天瀬町	100.6	100.6	99.0	97.7							
佐伯市	佐伯市	103.3	103.3	103.1	101.1	100.3	95.9	97.7	98.3	98.8	99.4	99.6
	上浦町	99.3	99.1	100.0	98.1							
	弥生町	99.9	101.5	100.2	96.8							
	本匠村	99.8	99.6	99.0	99.7							
	宇目町	99.0	98.1	99.8	97.6							
	直川村	99.7	99.4	100.8	97.0							
	鶴見町	98.1	96.6	98.5	99.9							
	米水津村	99.2	100.2	100.9	96.9							
蒲江町	100.2	100.7	101.8	100.9								
臼杵市	臼杵市	103.2	103.7	103.4	101.8	100.6	97.6	98.3	98.8	100.9	98.9	100.6
	野津町	97.5	97.8	97.6	96.8							
津久見市		102.4	102.6	102.3	99.8	94.7	95.7	97.0	97.5	96.6	99.2	99.8
竹田市	竹田市	101.5	100.6	101.9	99.6	99.3	95.2	95.8	97.3	97.5	98.7	100.4
	荻町	101.4	102.5	102.1	100.0							
	久住町	99.5	98.1	98.2	97.0							
	直入町	97.4	97.3	98.4	95.9							
豊後高田市	豊後高田市	98.9	99.9	100.2	98.7	98.2	93.9	95.1	96.1	97.7	98.7	99.0
	真玉町	100.2	101.2	99.5	98.1							
	香々地町	99.7	99.2	99.4	97.1							
杵築市	杵築市	101.1	101.1	101.1	99.0	99.4	95.5	96.6	97.1	98.0	101.5	101.3
	大田村	97.1	98.8	100.9	99.8	100.6						
	山香町	97.6	96.7	97.5	96.8	99.1						
宇佐市	宇佐市	104.4	104.6	103.0	100.5	100.0	97.9	99.4	98.3	98.9	99.7	100.8
	院内町	100.7	102.6	99.4	99.5							
	安心院町	101.5	101.5	101.0	97.7							
豊後大野市	三重町	102.6	101.8	100.9	99.6	99.7	95.7	95.9	97.3	98.7	99.6	100.8
	清川村	101.0	99.9	99.3	100.2							
	緒方町	99.5	99.5	100.4	96.0							
	朝地町	99.9	99.8	101.6	97.3							
	大野町	100.2	99.2	99.4	98.6							
	千歳村	102.0	101.8	100.5	97.6							
由布市	挾間町	100.0	100.9	100.6	98.9	100.2	100.8	96.9	98.8	99.6	99.7	101.7
	庄内町	97.7	98.2	99.6	98.0	99.4						
	湯布院町	101.4	101.8	102.2	99.7	99.3						
国東市	国見町	97.0	97.2	96.9	95.1	95.7	99.3	96.7	97.1	98.3	98.9	102.2
	国東町	100.7	101.3	101.9	99.5	99.7						
	武蔵町	97.9	99.4	98.6	96.6	94.9						
	安岐町	101.7	101.8	102.5	101.1	99.5						
姫島村		76.4	76.0	74.9	73.5	72.7	73.0	70.6	71.6	73.7	71.4	72.9
日重町		101.3	102.7	102.0	101.4	95.4	96.9	98.4	99.3	100.7	100.9	101.1
九重町		102.9	102.6	102.8	102.0	101.7	97.0	95.8	100.2	99.8	101.3	102.7
玖珠町		103.0	103.1	101.9	100.1	101.5	97.2	98.7	98.8	97.4	102.3	99.8
県内市平均		103.5	103.2	102.4	100.2	99.9	98.0	98.2	98.8	99.5	100.6	100.9
全国市平均		101.4	101.2	100.7	98.2	97.6	97.4	97.9	98.3	98.4	98.8	98.8
県内町村平均		99.0	99.4	99.3	97.8	97.5	93.6	94.2	95.2	95.9	98.1	97.6
全国町村平均		96.1	96.0	95.7	93.7	93.7	93.5	93.9	94.2	94.6	95.1	95.3
県内市町村平均		101.6	101.6	101.1	99.2	99.5	97.7	98.0	98.6	99.3	100.5	100.6
全地方公共団体平均		100.5	100.6	100.1	97.9	98.0	98.0	98.5	98.7	98.5	98.8	98.9

大分県内市町村のラスパイレス指数の推移



※平成16～17年度の市町村合併により、「市職員」「町村職員」の構成が大きく変動している。

参考〔ラスパイレス指数の算出方法〕

国家公務員行（一）の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均。

【計算例】

（ 大 学 卒 ）

経験年数	職員数(人) 国 A	平均俸給(給料)月額(百円)		A × B (百円) D	A × C (百円) E
		国 B	対象団体 C		
1年未満	1,799	1,780	1,774	3,202,220	3,191,426
1年以上2年未満	2,448	1,838	1,844	4,499,424	4,514,112
2年以上3年未満	3,128	1,907	1,902	5,965,096	5,949,456
3年以上5年未満	6,217	2,025	1,998	12,589,425	12,421,566
5年以上7年未満	6,063	2,227	2,219	13,502,301	13,453,797
7年以上10年未満	9,186	2,537	2,496	23,304,882	22,928,256
10年以上15年未満	13,167	3,083	2,844	40,593,861	37,446,948
15年以上20年未満	10,423	3,643	3,347	37,970,989	34,885,781
20年以上25年未満	8,010	4,155	4,000	33,281,550	32,040,000
25年以上30年未満	5,563	4,481	4,176	24,927,803	23,231,088
30年以上35年未満	2,498	4,574	4,482	11,425,852	11,196,036
35年以上	492	4,725	4,736	2,324,700	2,330,112
計	68,994			F 213,588,103	G 203,588,578

（ 短 大 卒 ）

計	16,340			H 52,853,492	I 53,244,685
---	--------	--	--	-----------------	-----------------

（ 高 校 卒 ）

計	84,127			J 290,391,773	K 287,320,943
---	--------	--	--	------------------	------------------

（ 中 学 卒 ）

計	236			L 543,840	M 600,336
---	-----	--	--	--------------	--------------

$$\begin{aligned}
 \text{ラスパイレス指数} &= \frac{G + I + K + M}{F + H + J + L} \times 100 \\
 &= \frac{(203,588,578) + (53,244,685) + (287,320,943) + (600,336)}{(213,588,103) + (52,853,492) + (290,391,773) + (543,840)} \times 100 \\
 &= 97.73 \quad = 97.7 \text{ (小数点以下第2位四捨五入)}
 \end{aligned}$$

(3) 給料表の状況(一般行政職の場合)

市町村職員の給料表は、条例で定められており、職務の内容と責任の度合いに応じた数級の級が設けられています。

給料表の設定にあたっては、国家公務員の給与には、生計費及び民間賃金についての考慮が織り込まれているので、これと同種の職務に従事する地方公務員の給与について、これに準じることとすれば、国及び他の地方公共団体とも均衡がとれることから、大分市以外は国に準じた給料表適用しています。

なお、国では、H18.4.1から、地域民間給与の適正な反映等を目的とし、給与水準を平均4.8%引き下げる給与構造の改革が行われました。

県内の全市町村においても、平成19年度までに国の制度に準じる形で、給与構造の見直しが行われました。

なお、平成23年度より、住民により分かりやすく情報を提供するため、総務省の「地方公共団体給与情報等公表システム」において、給料表の最高号給の額の状況について公表を実施しております。

○一般行政職給料表における最高号給月額

(単位：円)

市町村名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
大分市	269,400	312,600	370,700	477,100	483,900	512,000	537,700	550,900
別府市	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500
中津市	243,700	309,200	356,400	395,100	407,700	429,800	458,400	480,500
日田市	243,700	309,200	356,400	390,100	410,300	437,600	461,400	480,500
佐伯市	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	443,500	461,400	480,500
臼杵市	243,700	309,200	356,400	395,100	415,500	439,700	458,400	480,500
津久見市	243,700	309,200	356,400	395,100	407,700	429,800	458,400	—
竹田市	243,700	309,200	356,400	395,100	407,700	429,800	458,400	480,500
豊後高田市	247,300	309,200	356,400	395,100	407,700	429,800	458,400	—
杵築市	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	—
宇佐市	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500
豊後大野市	243,700	309,200	356,400	390,100	411,000	437,100	458,400	480,500
由布市	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500
国東市	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	437,100	458,400	480,500
姫島村	243,700	309,200	356,400	—	—	—	—	—
日出町	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	—
九重町	243,700	309,200	356,400	395,100	412,900	435,000	458,400	—
玖珠町	243,700	309,200	356,400	402,600	420,700	448,000	476,400	—

※各市町村の条例上の給料表の最高号給の額。
給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

(4) 「わたり」の状況

地方公務員法第24条第1項では、「職員の給与は、その職務と責任に応ずるものでなければならぬ」と規定されています（「職務給の原則」）。

	団体数 (団体)	人数 (人)	市町村名	対前年比	
				(団体)	(人)
大分県	11	1,563	大分市、別府市、日田市、佐伯市、竹田市、杵築市、宇佐市、由布市、国東市、日出町、玖珠町	▲ 1	▲ 211
全国 市町村 合計	103	12,450		▲ 45	▲ 1,053

※「わたり」の該当基準

地方公務員給与の「わたり」とは、次の①又は②のいずれかにより給与を支給することをいい、「職務給の原則」の観点から問題があります。

① 給与決定に際し、級別職務分類表及び級別標準職務表に適合しない級へ格付を行うこと（形式わたり）

② ①の他、実質的にこれと同一の結果となる級別職務分類表、級別標準職務表又は給料表を定めること（実質わたり）

②の具体の該当基準については、少なくとも、次のⅠからⅣのいずれかに該当する場合には、原則として「わたり」に該当。

Ⅰ 級別職務分類表及び級別標準職務表が、職務を明確に分類したものとなっていない場合

例) 主査（3～5級）が一定の経験年数を経れば、4級から5級に昇格する場合

Ⅱ 一つの職が4つ以上の級にわたって格付けられている場合

Ⅲ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の級の格付けが、国家公務員の本省の格付けを超えている場合

例) 国の係員に相当する職を3級以上に格付け
 国の主任に相当する職を4級以上に格付け
 国の係長に相当する職を5級以上に格付け
 国の課長補佐に相当する職を7級以上に格付け

Ⅳ 国家公務員の官職と職務・職責が同等な職の給料月額の高水準が、国家公務員の俸給月額の最高水準を相当程度超えている場合

(5) 平成23年市町村別級別職員構成の状況(一般行政職)

県内市町村の級別の職員構成は下記のとおりです。

職務級の原則から、上位級の比率が過大にならないように計画的に管理していくことが求められます。

① 国に準拠した給料表を使用している団体

H23.4.1現在

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
別 府 市	475	49	52	143	50	3	248	196
		10.3	10.9	30.1	10.5	0.6	52.2	41.3
中 津 市	578	181	151	29	59	16	255	104
		31.3	26.1	5.0	10.2	2.8	44.1	18.0
日 田 市	547	98	127	96	63	10	296	169
		17.9	23.2	17.6	11.5	1.8	54.1	30.9
佐 伯 市	696	76	194	188	58	11	451	257
		10.9	27.9	27.0	8.3	1.6	64.8	36.9
臼 杵 市	265	81	42	27	26	8	103	61
		30.6	15.8	10.2	9.8	3.0	38.9	23.0
津久見市	164	73	37	24	0	—	61	24
		44.5	22.6	14.6	0.0	—	37.2	14.6
竹 田 市	261	48	63	58	38	0	159	96
		18.4	24.1	22.2	14.6	0.0	60.9	36.8
豊後高田市	226	59	30	8	29	—	67	37
		26.1	13.3	3.5	12.8	—	29.6	16.4
杵 築 市	247	70	27	42	23	—	92	65
		28.3	10.9	17.0	9.3	—	37.2	26.3
宇 佐 市	436	46	116	115	32	10	273	157
		10.6	26.6	26.4	7.3	2.3	62.6	36.0
豊後大野市	342	71	102	29	18	6	155	53
		20.8	29.8	8.5	5.3	1.8	45.3	15.5
由 布 市	262	31	34	100	29	11	174	140
		11.8	13.0	38.2	11.1	4.2	66.4	53.4
国 東 市	296	64	69	64	37	7	177	108
		21.6	23.3	21.6	12.5	2.4	59.8	36.5
市 計	4,795	947	1,044	923	462	82	2,511	1,467
		19.7	21.8	19.2	9.6	1.7	52.4	30.6
姫 島 村	48	—	—	—	—	—	0	0
		—	—	—	—	—	0.0	0.0
日 出 町	149	11	40	45	4	—	89	49
		7.4	26.8	30.2	2.7	—	59.7	32.9
九 重 町	105	4	29	5	14	—	48	19
		3.8	27.6	4.8	13.3	—	45.7	18.1
玖 珠 町	137	35	26	15	10	—	51	25
		25.5	19.0	10.9	7.3	—	37.2	18.2
町村計	439	50	95	65	28	—	188	93
		11.4	21.6	14.8	6.4	—	42.8	21.2
市町村計	5,234	997	1,139	988	490	82	2,699	1,560
		19.0	21.8	18.9	9.4	1.6	51.6	29.8

②独自給料表を使用している団体

市町村名	一般行政 職員数 (人)	4級	5級	6級	7級	8級	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
大分市	1,609	784	219	101	27	18	365	146
		48.7	13.6	6.3	1.7	1.1	22.7	9.1

※大分市は独自給料表を採用しており、級別職員構成を他市町村等と単純に比較することはできません。参考として、給料月額に着目して国に準拠した給料表の5級以上、6級以上の級別職員構成を算出すると、次のとおりとなります。

- ①国に準拠した給料表の4級最高号給を超える給料月額の支給を受けている職員（5級以上に相当）は、665人、41.3%
- ②国に準拠した給料表の5級最高号給を超える給料月額の支給を受けている職員（6級以上に相当）は、607人、37.7%

<参考>大分県（国に準拠した給料表を使用）

	一般行政 職員数 (人)	4級相当	5級相当	6級相当	7級相当	8級相当	9級相当	5級以上	6級以上
		(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)	(人)
		(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)	(%)
大分県	3,905	1,127	930	225	258	41	5	1,459	529
		28.9	23.8	5.8	6.6	1.0	0.1	37.4	13.5
標準的な職務の内容	課長補佐 主査	課長補佐	課長		審議監	部長			

注) 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2. 市町村職員の定員状況(平成23年4月1日現在)

県内市町村の職員総数は、平成23年4月1日現在で12,472人となっています。

県下市町村における集中改革プラン後の定員管理については、既に計画策定済みの団体や、現在策定中の団体などさまざまですが、各市町村が地域の実情に応じて数値目標を設定するなど、主体的に適正な定員管理に努めることが求められています。

市町村名	住基人口 H23.3.31	総職員数				職員一人あたりの人口	
		H22 (人)	H23 (人)	増減数 (人)	増減率 (%)	H22 (人)	H23 (人)
大分市	471,752	3,477	3,395	▲ 82	▲ 2.4	135	139
別府市	120,069	1,091	1,067	▲ 24	▲ 2.2	111	113
中津市	84,984	1,099	1,109	10	0.9	78	77
日田市	71,889	669	663	▲ 6	▲ 0.9	108	108
佐伯市	79,249	1,045	1,026	▲ 19	▲ 1.8	77	77
臼杵市	42,831	419	412	▲ 7	▲ 1.7	103	104
津久見市	20,622	247	241	▲ 6	▲ 2.4	85	86
竹田市	25,113	435	429	▲ 6	▲ 1.4	59	59
豊後高田市	24,092	345	336	▲ 9	▲ 2.6	71	72
杵築市	32,412	505	502	▲ 3	▲ 0.6	65	65
宇佐市	60,657	693	676	▲ 17	▲ 2.5	88	90
豊後大野市	40,369	758	759	1	0.1	54	53
由布市	36,151	398	394	▲ 4	▲ 1.0	91	92
国東市	32,397	733	734	1	0.1	45	44
姫島村	2,404	174	175	1	0.6	14	14
日出町	28,610	212	213	1	0.5	135	134
九重町	10,801	152	151	▲ 1	▲ 0.7	72	72
玖珠町	17,499	193	190	▲ 3	▲ 1.6	92	92
市計	1,142,587	11,914	11,743	▲ 171	▲ 1.4	96	97
町村計	59,314	731	729	▲ 2	▲ 0.3	82	81
市町村合計	1,201,901	12,645	12,472	▲ 173	▲ 1.4	95	96

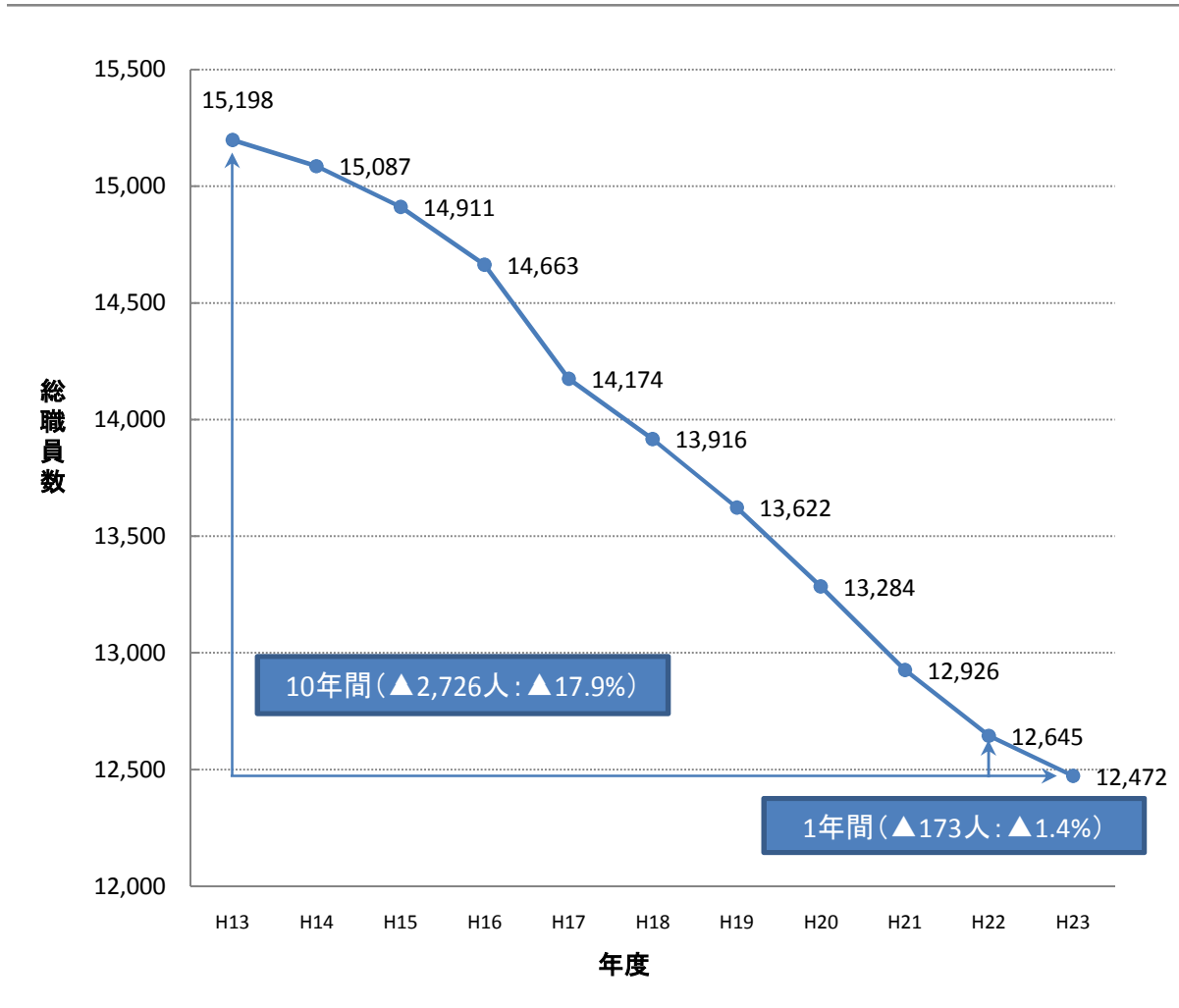
「総職員数」

常勤の教育長及び、臨時職員についても勤務した日が引き続き12月を超える職員を含む。病院、消防等の職員も含む。(一部事務組合の消防職員等は除く。)

「職員一人あたり人口」

3.31住基人口数を4.1総職員数で除したものの。

大分県内市町村の総職員数の推移



(単位: 人、%)

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
総職員数	15,198	15,087	14,911	14,663	14,174	13,916	13,622	13,284	12,926	12,645	12,472
増減数	44	▲ 111	▲ 176	▲ 248	▲ 489	▲ 258	▲ 294	▲ 338	▲ 358	▲ 281	▲ 173
増減率	-	▲ 0.7	▲ 1.2	▲ 1.7	▲ 3.3	▲ 1.8	▲ 2.1	▲ 2.5	▲ 2.7	▲ 2.2	▲ 1.4

3. 市町村職員の勤務条件の状況

地方公務員の勤務時間、休暇等の勤務条件は、地方公務員法第24条第5項の規定により、国や他の地方公共団体の職員との権衡を考慮することとされています。

(1) 市町村の勤務時間及び休憩時間の状況（平成23年4月1日現在）

- ・ 1週間当たりの勤務時間 38時間45分（1日当たり7時間45分） 全18団体
- ・ 休憩時間 12時00分～13時00分 3団体
- 12時15分～13時00分 15団体

※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

(2) 年次有給休暇の取得状況（平成22年1月1日から平成22年12月31日までの間）

区 分	市	町村	全団体	(参考) 大分県
平均取得日数(日)	10.2	8.3	10	12.2

※非現業の一般職に属する職員のうち、首長部局に勤務する職員についての状況。

(3) 介護休暇の取得状況（平成22年度中）

介護休暇とは、職員が配偶者、父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇です。【無給】

【市】

	介護休暇 取得者数	介護休暇取得者の期間別内訳数					
		1月以内	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
男性職員	2	—	—	1	—	—	1
女性職員	5	—	1	1	1	—	2
計	7	—	1	2	1	—	3

※町村においては、該当なし

(4) 育児休業、育児のための部分休業の取得状況（平成22年度中）

育児休業とは、職員が3歳に満たない子を養育するため、勤務しないことができる制度です。

部分休業とは、職員が小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日2時間を超えない範囲内で、勤務しないことができる制度です。【いずれも無給】

【市】

区 分		育児休業	部分休業
男性職員	平成22年度新規取得者数	5	—
	平成21年度以前からの継続取得者数	1	—
	計	6	—
女性職員	平成22年度新規取得者数	141	4
	平成21年度以前からの継続取得者数	121	4
	計	262	8

【町村】

区 分		育児休業	部分休業
男性職員	平成22年度新規取得者数	—	—
	平成21年度以前からの継続取得者数	—	—
	計	—	—
女性職員	平成22年度新規取得者数	10	—
	平成21年度以前からの継続取得者数	7	—
	計	17	—

4. 市町村の勤務成績の評定の実施状況（平成23年3月31日現在）

勤務成績の評定とは、任命権者が職員の勤務成績が良好かどうかを判定するもので、昇給等の根拠ともなっており、地方公務員法第40条により任命権者が必ず実施しなければならないものです。平成23年3月31日現在、県下市町村では10団体で実施されています。

実施市町村

大分市、別府市、中津市、日田市、臼杵市、津久見市、豊後高田市、宇佐市、由布市、玖珠町

※参考 地方公務員法第40条

任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならない。